

# 講師謝金の取り扱いについて

## I 源泉徴収について

### (1) 講演料・講師料(謝礼金)を支払ったとき

助成金から大学の講師や、研究機関の研究者などを招いて講演をしてもらったお礼として謝礼金を支払うときには、源泉徴収を行い、所在地管轄の税務署への税金の納付が必要となる場合があります。

#### ○ 源泉徴収をしなければならない場合

講演の依頼を、講師や研究者などに直接依頼した場合には、通常は、その講演に対する謝礼をその個人に直接支払うこととなります。個人に対して支払う謝礼は、主催者の学校や団体が「報酬・料金等」として所得税・復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

#### ○ 源泉徴収をする必要がない場合

講演の依頼を法人にお願いした場合には、通常なら、その講演料を法人に支払うこととなります。源泉徴収を行うのは支払先の法人となるので、法人に対する支払いについては主催者の学校や団体が源泉徴収をする必要はありません。

### (2) 源泉徴収税率

講演会で講師を招いた際に支払う報酬や料金に対して、所得税 10%と及び復興特別所得税 0.21%がかかります。「復興特別所得税」というのは、東日本大震災後に復興を目的として創設された税で、2037 年まで徴収されることになっています。

支払金額	源泉徴収額
100 万円以下	支払金額 × 10.21%
100 万円超	(支払金額 - 100 万円) × 20.42% + 102,100 円

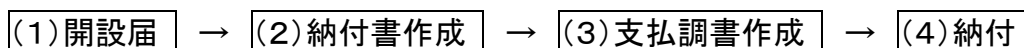
### (3) 講師の旅費やホテルを手配した場合

講演のために講師の旅費やホテルを手配することがあります。

その旅費や宿泊料を講師に対して金銭で支払いする場合には、謝礼と同じく、源泉徴収が必要となります。しかし、通常必要な旅費や宿泊料を依頼者側が直接支払った場合には、源泉徴収をする必要がありません。

## II 源泉徴収の方法(税の納入方法)について

講師謝金の税の納付について、おおまかな流れをお知らせいたします。



(1) 管轄の税務署に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を送付する

- ・ 納付事業所の登録を行うため「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の用紙に必要事項を記入し、所在地管轄の税務署に届け出をする(持参または郵送)。
- ・ 用紙は国税庁のホームページからダウンロードできます。(別紙記入例を参照)

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/008-1.pdf>



※ 過去に源泉徴収を行っている場合(すでに開設済み)の場合は、開設の必要はありません。次の(2)からの手続きをお願いします。

(2) 「納付書」を作成する

- ・ (1)の届出書の提出後、税務署から納付番号が振られるとともに、「納付書」が発行される。
- ・ 「納付書」は所轄の税務署に電話をかけて郵送してもらうか、または税務署で受け取りに行く。送付されるまで日数がかかるので、急ぐ場合は直接税務署で受け取る。
- ・ 「納付書」を作成する。(別紙記入例を参照)
- ・ 「納付書」は3枚1組の複写式となっています(1枚目が納付書、2枚目が控え、3枚目が領収証書)。弘済会へ「成果報告書」を提出する際、この領収証書のコピーを郵送してください。

(3) 支払調書を作成し講師に渡す

- ・ 「令和〇年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成する。
- ・ 用紙は国税庁のHPからダウンロードできます。(「手書用とPC「入力用」があります)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100038.htm>
- ・ 講師には、作成した「支払調書」と謝礼金を一緒に手渡す。支払調書は講師が確定申告する際に必要となることがあります。

(4) 「納付書」で税金を所轄の税務署に納付する。

- ・ 銀行・郵便局または管轄の税務署で納付する。

※ 源泉徴収税の納付時期に注意

講演料などの源泉徴収税額は、支払月の翌月10日までに国に納付しなければなりません。納期を過ぎると遅延税が発生します。ちなみに、講演料などの源泉徴収には、納期の特例はありませんので、半年分まとめて支払うことはできません。

**詳しい内容については、所管の税務署にお尋ねください**